

# R&I グリーンボンドアセスメント 評価方法

## <1> R&I グリーンボンドアセスメントの定義

グリーンボンドとは、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に役立つ事業に用いる資金を調達するために、発行される債券等を言います。

R&I グリーンボンドアセスメントとは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する、R&I の意見です。本意見は、グリーンボンドの対象事業の選定方法や調達資金の管理方法等を評価基準とし、当該基準の範囲内で評価を行い、その結果を比較可能な符号で表すことを意図したものです<sup>1</sup>。

また、R&I は評価の過程において、評価対象のグリーンボンドがグリーンボンド原則等に則っているかどうかの確認を行います<sup>2</sup>。

## <2> R&I グリーンボンドアセスメントの符号及び定義

符号	定義
GA1	グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高い
GA2	グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度が高い
GA3	グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度が十分である
GA4	グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度がやや低い
GA5	グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度が低い

<sup>1</sup> R&I グリーンボンドアセスメントは、対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、主として信用評価以外の事項を勘案して行われる非信用格付であり、信用格付業以外の関連業務として行っています。

<sup>2</sup> 別途セカンドオピニオンへの依頼がある場合はグリーンボンドフレームワークがグリーンボンド原則等へ適合していることを確認します。

### <3> R&I グリーンボンドアセスメントの評価対象

R&I グリーンボンドアセスメントの対象となる金融商品を以下に示します。

1. 債券（国債、国際機関債、地方債、財投機関債、事業債等）
2. プロジェクトボンド、資産担保証券
3. その他上記に類する金融商品（ローン、信託受益権等）
4. プログラム（CP プログラム、MTN プログラム等）

### <4> R&I グリーンボンドアセスメントの評価基準

下記 5 つの評価基準から、グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を総合的に評価します<sup>3</sup>。

No.	評価基準	
1	調達資金の使途	Use of Proceeds
2	プロジェクトの評価と選定のプロセス	Process for Project Evaluation and Selection
3	調達資金の管理	Management of Proceeds
4	レポートイング	Reporting
5	発行体の環境活動	Issuer's environmental contribution activities

#### 1. 調達資金の使途（ Use of Proceeds）

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、まず調達資金の充当先である対象事業が、環境問題の解決に資する事業である必要があります。

対象事業の妥当性を、A) R&I が認める 10 事業に該当するか、B) 具体的な事業の内容を踏まえ環境問題の解決に資する事業と考えられるか、という観点から評価を行い、C) 対象事業が複数にわたる場合は、対象事業の構成割合を考慮します。

<sup>3</sup> R&I グリーンボンドアセスメントの評価基準はグリーンボンド原則をはじめ、グリーンボンドに関する様々な知見を参考に、R&I 独自の見解として作成したものであり、本評価方法は必要に応じて見直すことがあります。

A) R&I が認める事業は、以下の 10 事業です<sup>4</sup>。

No.	事業区分
1	再生可能エネルギー Renewable energy
2	エネルギー効率 Energy efficiency
3	汚染の防止及び管理 Pollution prevention and control
4	生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理 Environmentally sustainable management of living natural resources and land use
5	陸上及び水生生物の多様性の保全 Terrestrial and aquatic biodiversity conservation
6	クリーン輸送 Clean transportation
7	持続可能な水資源および廃水管理 Sustainable water and wastewater management
8	気候変動への適応 Climate change adaptation
9	高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス Eco-efficient and/or circular economy adapted products, production technologies and processes
10	地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング Green buildings which meet regional, national or internationally recognized standards or certifications.

B) 具体的な事業の内容を踏まえ環境問題の解決に資する事業と考えられるかを、以下の事項に基づき総合的に評価を行います。

- ① 対象事業が、環境に関する政策や一般的に認められた見解に基づき、環境問題の解決に資する事業と考えられるか
- ② 事業ごとに環境効果を判断する上で重視される項目について、定量的、定性的に相応の効果が見込まれる旨の客観的な根拠を有するか
- ③ 対象事業の事業計画が基本的に妥当なものとなっているか

C) 事業の構成割合

対象事業が複数の事業に亘る場合は、対象事業ごとに環境問題の解決に資する事業かどうかを評価し、資金充当の構成割合を基に評価を行います。

<sup>4</sup> これらの事業はグリーンボンド原則等の改定に応じて、変更されることがあります。

## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス (Process for Project Evaluation and Selection)

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、発行体がなぜ対象事業を環境問題に資する事業であると考え、どのようにして選定したのかというプロセスが、明確かつ合理的である必要があります。

対象事業の選定の意思決定プロセスの適格性を、以下の項目を中心に評価を行います。

項目	主な確認内容
対象事業の選定基準の妥当性	対象事業の選定基準（乃至選定の考え方）が、定められているか 対象事業の選定基準が、環境問題の解決に資する事業を選定する上で十分なものとなっているか 事業の環境・社会リスクを考慮しているか
対象事業の選定基準（乃至選定の考え方）の決定プロセス	選定基準（乃至選定の考え方）の決定プロセスの妥当性 選定基準決定時の専門性の担保（内部の環境専門部署/委員会等が関与しているか等） 発行体の環境方針・戦略等における対象事業の位置づけが明確かつ合理的か
対象事業選定のプロセス	対象事業の選定体制は整っているか 対象事業の選定に係る牽制・確認機能があるか

## 3. 調達資金の管理 (Management of Proceeds)

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、調達資金が他の事業に使われず、確実に対象事業に充当される必要があります。

調達資金を他の資金と分別管理すること等により、対象事業に確実に充当する体制があるかを、以下の項目を中心に評価を行います。

項目	主な確認内容
資金充当計画の妥当性	調達資金の充当計画は適切に定められているか
資金管理、確認体制	調達資金を管理する体制が整っているか 調達資金の充当状況について、外部監査を受けるか。受けない場合、内部での確認体制は十分であるか
区分管理	調達資金は専用銀行口座で管理されているか。専用銀行口座がない場合、調達資金が対象事業に充当されることを担保する仕組みがあるか
未充当資金の充当	未充当資金がある場合、適切な運用先を規定しているか

#### 4. レポーティング (Reporting)

グリーンボンドの調達資金が、調達後環境問題の解決に資する事業に投資されたことが明らかとなるためには、どのような事業にいつ充当され、その結果どのような環境改善効果があったかを、発行体がレポーティングすることが期待されます。

債券発行後における調達資金の対象事業への充当状況や環境改善効果等の開示方針について、以下の項目を中心に評価を行います。

項目	主な確認内容
発行時の開示内容	当初充当予定資産、グリーンボンドのフレームワーク、想定される環境効果、などが発行時に開示されているか
期中のレポーティング予定項目	調達資金の対象事業への充当状況（内容、頻度） 環境改善効果（内容、頻度）

#### 5. 発行体の環境活動 (Issuer's environmental contribution activities)

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度は、発行体の環境活動への取り組み姿勢や取り組み実績が影響すると考えられます。これは、環境活動に関心が高く実績のある発行体の方が、調達資金を環境問題の解決に資する事業に充当し、遂行する可能性が高いと考えるためです。

発行体が環境問題の解決のためにどのような取り組みを行ってきたかを、以下の項目を中心に評価を行います。

項目	主な確認内容
発行体の環境活動への取り組み	環境活動に関する取り組み姿勢、組織体制 環境活動に関する取り組み実績 環境活動に関する開示

#### <5> R&I グリーンボンドアセスメントのモニタリング

R&Iは、評価対象が消滅する時点、又は、そのR&Iグリーンボンドアセスメント符号を取り下げる時点まで、定期的に調査・分析を行ない、適切かつ継続的に評価対象をモニタリングします。

R&I グリーンボンドアセスメントのモニタリングでは、当初決められた枠組みに基づく事項が適切に実施されているかを、定期的に確認を行います。

R&I の R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見です。R&I グリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&I グリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I は R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&I の判断で R&I グリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&I は、R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&I の R&I グリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報や R&I グリーンボンドアセスメントの使用、あるいは R&I グリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

R&I が評価対象の評価に用いる評価方法は、R&I が独自の分析、研究等に基づいて作成した R&I の意見の表明にすぎず、R&I は、評価方法の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。また、R&I は、評価方法の開示によって、いずれかの者の投資判断や財務等に関する助言を行い、又は投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、評価方法の内容、使用等に関して使用者その他の第三者に発生する損害等につき、請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、何ら責任を負いません。評価方法に関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。